

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業措置について

○本市立学校園については、4月8日から教育活動を再開することとしておりましたが、下記のとおり、引き続き臨時休業措置を行うものとする。

1. 臨時休業期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで

2. 対象学校園

市立全学校園

（幼稚園9園、小学校92校、中学校43校、支援学校3校、高等学校1校）

3. 臨時休業の理由

- ① 文部科学省のガイドライン（「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」）が4月1日に改訂され、感染状況に応じた臨時休業の実施にかかる考え方が示されたこと
- ② 政府の専門家会議において、大阪府が感染拡大警戒地域に該当すると示されたこと
- ③ 市長から4月2日に臨時休業措置の延長について検討するよう要請があったこと

4. 入学式

感染症対策を講じたうえで、実施

5. 臨時休業期間中

（1）登校日

4月8日に設定し、その他の登校日は現在検討中

（2）子どもの居場所の確保

- ・昼間に児童を監護する者がいない児童のため、対応を検討中
- 登校日及び子どもの居場所の確保の詳細については、後日お知らせする。